

デジタル社会構想会議（第 6 回） 三木谷構成員提出資料

1. 総論

- 日本においてデジタル化を推進し、国民がその恩恵を受けるためには、「人・知・金」が世界から集まる国にすることが重要。
- そのためには、次の 3 点を基本方針とした取組が必要。
 - ① 民でできることは民に
 - ② 世界的に高い税金の引下げ
 - ③ 「新結合」の推進・活用

2. 各論

① デジタル時代におけるグローバルな競争に勝ち抜くため、税率を抜本的に引き下げるとともに、「民」が中心の新たな金の流れを創出すべき

- ✓ グローバルな人材獲得／企業立地競争を勝ち抜くため、個人／法人所得課税や相続税の抜本的な引下げ（例：個人所得税の最大税率は 55% から 45% に）、出国税の見直しに取り組むべき。
- ✓ 暗号資産について、第三者保有分を含めたトークンの簿価評価課税への見直し、暗号資産取引による利益の申告分離課税化を進めるべき。
- ✓ 公益法人改革などにより、フィランソロピーエコシステムを醸成し、税ではなく寄附が原資となり研究開発を促進するような新たな金の流れを創出すべき。

② デジタル人材の圧倒的な不足という現状も踏まえ、「移民基本法」を制定するとともに、教育スタイルを抜本的に変革すべき

- ✓ 国内においてデジタル人材が圧倒的に不足している現状も踏まえ、「移民基本法」を制定し、外国人受入れ原則を明確化すべき。
- ✓ 個別分野の知識を蓄積する教育スタイルは脱却し、L: リーダーシップ／E: 英語／E: 起業家／D: デジタル／F: 金融教育の“LEEDF”教育を初等・中等・高等教育のそれぞれで強化し、デジタル時代に対応した人材の育成をすそ野広く取り組むべき。

- ✓ ビジネス経験を持つ教員を拡大するとともに、大学は情報系学部・学科の定員拡大・カリキュラム改革などにより、デジタル時代に対応したものとすべき。

③ガラパゴス規制は撤廃し、デジタル化徹底のための規制改革等に取り組むべき

- ✓ ライドシェアや民泊など、C2C ビジネスに課せられている制限を撤廃するとともに、デジタル化によるビジネスモデルの流動化を踏まえ、全ての「業法」の必要性・有効性を一括でレビューすべき。
- ✓ デジタル社会形成基本法を改正し、官・民のあらゆる手続の完全デジタル化、2030 年までのゼロキャッシュ社会の実現、API 開放徹底の原則を明記すべき。
- ✓ マイナンバー機能のスマホへの搭載や、ベースレジストリの整備を早急に実現することにより、デジタル社会の基盤を早期に構築すべき。
- ✓ OS/アプリストアに焦点を当てた競争阻害行為を禁止する規制や、手数料規制を導入すべき。

④スタートアップ育成 5 か年計画を着実に実行しつつ、更なる課題に取り組むべき

- ✓ 2022 年 11 月に政府が決定した「スタートアップ育成 5 か年計画」に基づき、スタートアップへの投資を促進するための規制・税制改革や、政府調達へのスタートアップの参入機会の拡大に向けた取組を着実に実行すべき。
- ✓ 日本ではまだ未発達である未上場株式のセカンダリーマーケットについて、多数の者に使いやすいマーケットプレイスの創設、ファンドを通じた未上場株式への投資の促進などにより、その整備に取り組むべき。

⑤EBPM を徹底するとともに、ポリシーミックスによる戦略的対応を行うべき。

- ✓ エビデンス・ベースでの政策立案 (EBPM) を徹底するとともに、KPI を設定し、細分化・ツリー化した上で進捗管理を行う (KPI が達成できていない場合には、柔軟に軌道修正を行うというアジャイルな対応を行う) という手法を採用すべき。
- ✓ また、EU など海外の制度を表面的・理念的に取り入れることで、単に規制対応コストを増加させて経済全体の生産性を犠牲にするのではなく、広い視野に立った上でのポリシーミックスによる戦略的対応を行うべき。

以上

<参考>

新経済連盟「JAPAN TRANSFORMATION 新経済連盟 10 周年政策提言」(2022 年 12 月 28 日公表)

<https://jane.or.jp/proposal/pressrelease/18381.html>